

鳥取県告示第 841 号

平成19年度から平成21年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、その他の物品、払下品類並びにリース・レンタル

2 申請の受付時期

平成18年11月28日から同年12月21日までとする。ただし、当該時期を経過した後においても、随時受け付けることとする。なお、この場合においては、資格の有効期間の始期が平成19年4月1日からとならないことがあるので注意すること。

3 申請の方法

(1) 書面による申請

ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/suitou>）から入手すること。

イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当（〒680-8570鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。

(2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1327>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。

(3) 添付書類

ア 納税証明書（資格申請時前3月以内に発行されたものであり、かつ、資格申請時前1年以内において納税義務が発生したものに限る。）

(ア) 申請者が法人である場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

(イ) 申請者が個人である場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

- イ 申請者が法人である場合にあっては、商業登記簿謄本の写し（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）
- ウ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する業種区分に係るものに限る。）
- エ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度I種規格に適合する旨の認証を取得している者にあっては、当該認証登録証の写し
- オ 申請者が個人である場合にあっては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類
- カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）
- キ 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）
- ク 使用印鑑届（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

(4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

- ア 申請書は、日本語で作成すること。
- イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

- (1) 資格審査申請時までの営業年数
- (2) 直前決算における資本金
- (3) 資格審査申請時における従業員の数
- (4) 資格審査申請時の直前の1営業年度における製造高、販売高又は収入高
- (5) 契約実績その他の経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (3) 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者
- (5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、2のただし書により申請を受け付けた者（以下「随時申請者」という。）にあっては、資格の決定を行った日から平成22年3月31日までとする。この場合において、随時申請者に係る資格決定の手続は、原則として、平成19年3月31日以前に申請書を受け付けたものにあつては平成19年4月に、平成19年4月1日以降に申請書を受け付けたものにあつては申請書を受け付けた日の属する月の翌月に、それぞれ行うものとする。